

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月5日(火)午前9時30分から午前10時34分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(12人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員

3番 瀬戸 真一
6番 一ノ瀬 律生

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

<農業委員会ネットワークへの諮問案件確認>

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農業利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 非農地の承認について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出について

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

本日は10月の総会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日でございますけれど、3番の瀬戸委員、6番の一ノ瀬委員から欠席の連絡をいただいておりますのでお願いします。それでは開会を新村代理お願いします。

(開会)

<新村職務代理>

おはようございます。秋の農作業で大変お忙しい時とは思いますが、ご参加いただきましてありがとうございます。ただいまから辰野町農業委員会総会を開催いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

あらためましておはようございます。今年は秋の味覚のきのこも豊作で大変いい味です。稲作のほうも買い取りが終了しまして、そばの収穫や麦まきの時期ということで、まだまだ農作業があるわけです。また、委員会のほうもしっかり進めていただきたいと思います。大変ご苦勞様ですけど、よろしくお願いします。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

4番の原委員さんと5番の小澤委員さん、よろしく願いいたします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～4番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいの A さんが所有いたします、

大字伊那富字大新田…番…、地目は畑、面積434㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいの B さんが取得するものです。

譲渡人の A さんは耕作手不足のため、申請地に隣接する住宅にお住まいの B さんが取得し、経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は34アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<小澤委員>

この件につきましては、私と野澤推進員と C 司法書士さんと立会しまして、B さんが取得したいということです。隣の土地でやりやすいという場所にありますので、説明があつた通りなら問題ないと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まい D さんが所有いたします、

大字伊那富字日向…番…、地目は畑、面積360㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいの E さんが取得するものです。

譲渡人の D さんは高齢のため耕作できないことから、申請地の隣接地を耕作されている福島さんが取得し、経営の拡充をしたいということでもあります。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者 F は、自動車リサイクル用地として平成20年に5条の許可を受けましたが、許可の直後から経営不振により倒産し、その後代表者も死亡したことから、所有権移転もされないまま計画は断念しておりました。当時の所有者である G さんが

死亡したことにより、相続人の D さん名義に相続登記されています。今回は継承者である E さんが申請地を取得し、農地として利用したい計画であります。

転用許可後に何らかの事情で転用事業が行われず、引き続き農地として利用される場合には、農地転用許可の申し出による取消しが認められておりますが、今回のように、5条許可後、転用事業が実施されず、許可に係る土地を耕作目的で取得することを希望する者がいる場合は、事業計画の変更および3条許可申請の手続きを取ることにされております。

農地取得後の農業経営面積は27アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件につきましてご報告いたします。先ほど事務局から説明がありましたが、F という会社でリサイクル用品を置くということで予定をされていたようです。細かいことについては説明の通りです。また、計画変更についても併せてご審議をお願いします。9月17日に福島会長、行政書士の C さん、私の3人で現地を確認いたしました。現地については H の下で、農地としては不利なところであります。現状では、E さんが今まで耕作をしてきたということで、引き続き耕作をするということで今回の合意になりました。土地の状況ですが、境界もはっきりしております。進入路2メートルということで、近隣の農地への影響はございません。最後に、この辺は非常に鳥獣害の被害が多いところですが、耕作されることを希望したいということですので、ご審議お願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住いの I さんが所有いたします、

大字伊那富字巾下…番、地目は田、面積1192㎡を、

大字伊那富…番地…にお住いの J さんが取得するものです。

譲渡人の I さんは高齢のため耕作できないことから、申請地の隣接地を耕作されている J さんが取得し、経営の拡充をしたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は43アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得に

より周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

この件につきましてご報告いたします。9月15日に福島会長と私で現地の確認をしております。こちらは説明のあった通り、高齢で耕作ができないということで、耕作先を探していたところ、隣の水田を耕作しているJさんが取得し耕作するということです。道路幅4メートル、境界も明確になっております。これによって近隣の農地に何ら影響はありませんので、ご審議の程お願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字辰野…番地…にお住いのKさんが所有いたします、

大字辰野字北畑…番…、地目は田、面積283㎡を、

大字辰野…番地…にお住いのLさんが取得するものです。

譲受人のLさんは、今回取得する農地の一部を畑として、一部を住宅に転用して利用される予定であります。住宅の転用については、この後の5条議案でご説明いたします。

農地取得後の農業経営面積は48アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

9月17日に吉江さんと私と、元農業委員のMさんの3人で見てきました。Lさんが息子さんにそばに来てほしいという希望があり、Kさんはもうそろそろ歳なので農業をやめたいなという気持ちがあり、それが合意ということになって今回の申請になりました。田んぼだったところを2筆に分けて、3条と5条ということの申請です。今回の3条のほうは畑として利用していきたいということです。境ははっきりしていました。道路に面する上水下水も問題ありませんでした。ご審議をお願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番～4番朗読】

<山田事務局次長>

1番、賃借権の設定でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのAさん、Bさんが共同で所有いたします、

大字伊那富字上原…番…、地目は畑、面積428㎡を、

大字伊那富…番…に所在するCが借り受け、資材置場を新設するための申請であります。

申請部分は既にCが資材置場として使用しているため、事実上追認の許可という形になります。

今回、申請者のCより始末書の提出を受けております。

譲受人のCは住宅の増改築や内装、外装設計など建築業を営む会社であり、申請地に隣接する建物にて事業をされています。申請地の所有者であるAさんとは古くからの知り合いであったことから、農地法の手続きが必要か確認しないまま、申請地を借り受け、事業をするうえで必要な資材置場として利用されていました。内容から、故意ではないことが伺えますので、追認という形で申請を受けました。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<野澤洋光推進委員>

該当地について、私と小澤委員、Aさんで確認しております。今説明があったように、既に資材置場、倉庫が建っております。境界等は明確になっております。私もいろいろ話を聞いたなかで、最初にこれを建てたときに手続き上のミスで、よくわからなかったということが現状こういう形になっております。追認ということですが、この周りはほとんど宅地になっておりますので、特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<野澤典生推進委員>

すみません。なぜ今追認の申請になったんですか？例えば農地パトロールや何かで指摘されて

こういう形になったとか。

<事務局>

今回の案件につきましては、事務局で航空写真を見ていたところ、農地に建物があつておかしいなと思い、こちらから所有者に連絡をして申請をしていただきました。いろいろなケースがあるんですけど、後から言ってこられる方もいらっしゃいますし。

<野澤典生推進委員>

農地パトロールで発見された場合は、追認という形でやっていくということですね？

<事務局>

そうですね。こちらからお願いして始末書も付けてもらうということです。

<福島会長>

そのほかありますか？無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

相模原市南区相模大野^{さがみおおの}…丁目…番…号にお住まいのDさんおよび

埼玉県和光市下新倉^{わこうししもにいくら}…丁目…番…号にお住まいのEさんおよび

新潟県長岡市緑町^{みどりちよう}…丁目…番地…にお住まいのFさんおよび

神奈川県横浜市磯子区洋光台^{ようこうだい}…丁目…番…号にお住まいのGさんおよび

長野市大字徳間…番地にお住まいのHさんおよび

北海道富良野市東雲町^{しののめちよう}…番…号…号にお住まいのIさんおよび、

京都市下京区西洞院通五条上る八幡町^{しもぎょうくにしのとういんどおりごじょうのぼるやわたちよう}…番地… …に

お住まいのJさんが共同で所有いたします、

大字辰野字宮ノ前…番…、地目は畑、面積24㎡を、

大字辰野…番地に所在するKが取得し、駐車場として事業所敷地の拡張をするための申請であります。

譲渡人のDさん外6名は相続にて申請地を取得しましたが、それぞれ町外に住んでおり、申請地を利用する予定がありませんでした。

譲受人のKは、各種金属鍍金の製造販売を営んでおりますが、工場前面道路が狭いため、大型トラックが敷地内に入れず、不便でありました。そこで、今回、トラック用の駐車場と工場裏側への

進入路を確保するため、申請地と合わせて譲渡人所有の土地を取得するものです。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

9月13日に司法書士の Lさんと原委員、私の3名にて現地にて立ち合いました。現地は地図を見てもらうとわかりますけれど、面積的には24㎡と狭いところであり、横に6メートル幅の道路ができたときの分割した残地だそうです。残された土地で、元は田だったそうですが、今は畑となっています。境界は明確であり、横に6メートル幅の道路があり、問題はないと思います。ただ、Lさんの話では、7名の相続人がいるので苦労したとのこと。余談ですが、ご審議お願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

岡谷市川岸…丁目…番…号にお住まいの Mさんが所有いたします、

大字小野字道下…番…、地目は畑、面積57㎡を、

大字辰野…番地…にお住まいの Nさん、Oさんが共同で取得し、倉庫用地として住宅敷地の拡張をするための申請でございます。

譲受人の Nさんは、Mさん所有の宅地を購入し、シェアハウスを営む予定ですが、住人の家財等を保管するスペースが足りないため、申請地に倉庫を新築したい計画であります。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者の Mさんは、倉庫として平成10年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、資金調達ができず、計画は断念しておりました。今回は継承者である Nさんご夫婦が取得し、倉庫を建て、敷地の拡張をしたい計画であります。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、既存住宅敷地の拡張であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

詳細につきましては事務局から説明のあった通りでございますけれど、(場所の説明)というところになりますけれど、字名の通り P であります。住宅以外で使用するのは不可能なところであります。Q というシェアハウスを経営するというので、物置を建てたいという申請ですので、よろしくお願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は戻りまして4ページを、配置図は11ページをご覧ください。

大字辰野…番地…にお住いの R さんが所有いたします、

大字辰野字北畑…番…、地目は田、面積280㎡を、

大字辰野…番地…にお住いの S さんが取得し、住宅とするための申請であります。

譲受人の S さんは、現在申請地から100m程離れた住宅で生活していますが、建物の老朽化に伴い、申請地を取得し、宅地としたい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

先ほど説明した通り、9月17日に見てきた案件です。問題はないと思います。吉江さんと一緒に余談をお話ししますと、息子さんにそばに来てほしかったそうです。それでこういうことになってめでたしめでたしという話でしたが、吉江さんと私の話で息子は本当にそばにいるほうがいいのかねえという余談の話でした。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計1件、1筆、面積は1,140㎡、詳細は議案書の8ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計6件、8筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書11ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と2筆、計1,008㎡について10年3ヶ月の使用貸借権を、6筆、計7,471㎡について15年3ヶ月の賃借権を設定するものです。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく11ページをご覧ください。

A へ2筆、計1,008㎡について10年3ヶ月の使用貸借権を、B へ6筆 計7,471㎡について15年3ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と A、B との間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

補足ですが、B は、醸造用ぶどうを栽培する企業であり、令和3年7月に農地中間管理機

構より位置づけられた担い手です。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、非農地の承認について朗読】

<山田事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。地図は12ページをご覧ください。

大字伊那富…番地に所在するAが所有いたします

大字伊那富字北原…番…、地目は畑、面積142㎡および

大字伊那富字北原…番…、地目は畑、面積115㎡および

大字伊那富字北原…番…、地目は畑、面積53㎡および

大字伊那富字北原…番…、地目は畑、面積24㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は平成3年にAが時効取得し、一部に資材を置いて使用していましたが、経営者がお亡くなりになり事業の継続ができなくなったことから、原野化が進み、農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま

す。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員に現地をご確認いただいております。

<野澤洋光推進委員>

現地を小澤委員、Bと確認しております。登記簿は畑ということになっていますが、実際は原野化しており、農地として再利用するということは不可能な状態ですので、申請の通りで構わないと思います。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について朗読】

<山田事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字平出…番…であります。

詳細は議案書の15ページのとおりであります。地図は13ページをご覧ください。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、新村代理、古村推進委員に現地をご確認いただいております。

<新村代理>

9月15日に Cさんと古村推進委員と私の3人で立ち合いました。地図で見ていただくとわかりますように、Dのすぐ真ん前にあるとても立派なお宅の続きにある空き地になります。境ははっきりしていますし、水路も通っております。問題ないと思いますので、ご審議お願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計4件、議案書の16ページの通りであります。

報告事項は以上でございます。

その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について(事務局)→該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農業者年金加入推進ニュース No.6 及び令和改訂版農業者年金携帯パンフの配布について(事務局)→農業者年金制度改定について、配布資料参照のこと。

○全国農業新聞の普及促進特別キャンペーンと普及活動の実施について(事務局)→配布資料参照のこと

○委員報酬支給・控除明細書(令和3年7月～9月分)の配布について(事務局)→9月30日

振込

○町への意見書の提出に係るアンケートの回収について(事務局)

→先月依頼したアンケートにつき、提出をお願いしたい。結果は来月までにまとめて報告します。

○農地相談活動等の情報共有について(赤羽事務局長)

→特に事務局からはないが、先月の総会にて紹介したところ、委員さんの中でそれぞれ希望の方を探していただいて、契約に結び付いたというありがたいケースもあります。情報を交換しながら、農地が遊休化しないようにやっていけたらと思いますのでよろしくお願いします。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について→古村推進委員長

→気温が高かったこともあり、結構青い部分があり刈り取りは 10 日くらいではないかと思う。鎮神社下は 8 日に行う。4 人ほどでできたら。もう一方は 14 日(木)9 時半から行う。

昨年は時期的に遅かったため、かなり脱粒が多かったので、今年はブルーシートを寄せて脱粒を防ぎたい。7 月の風雨による倒伏があり、紐で縛った支柱の撤去を先に行う。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:11 月 2 日(火) 午前9時 30 分から 役場第6会議室

(閉会)

どうもご審議ありがとうございました。えごまの刈り取りがありますので、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印